

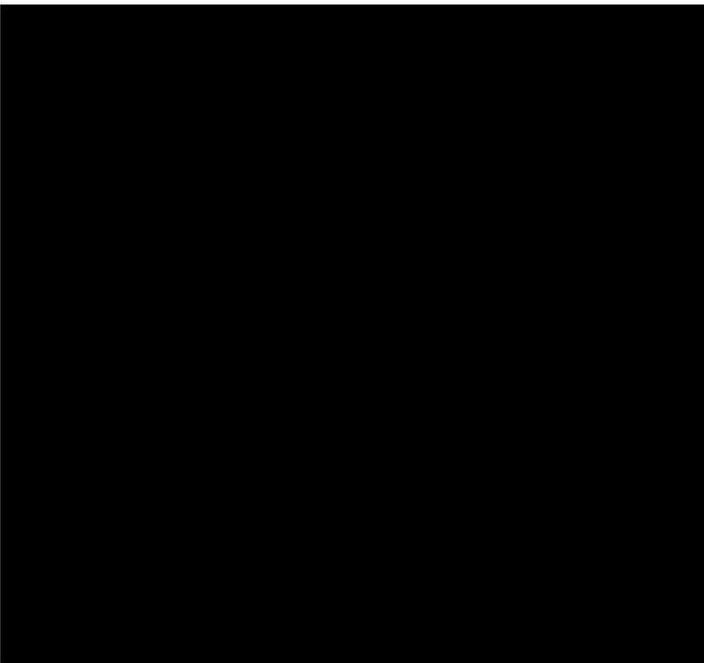
申請枠区分

活動支援枠

申請ステータス

年度 2025 年 年度回数 1 回/次 回

申請書SharePoint



1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について	申請資格要件について確認しました
(2)公正な事業実施について	公正な事業実施について確認しました
(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし	規程類の後日提出について確認しました
(4)情報公開について（情報公開同意書）	情報公開について確認しました
(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について	兼職がないことを確認しました
個別相談の実施	

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】
公益財団法人パブリックリソース財団

団体代表者 役職・氏名

代表理事・久住剛

分類

法人番号

2010005018373

団体コード

申請団体の住所

東京都中央区入船二丁目3番6号細矢ビル3階

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について、誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際し、申請事業を実施するためなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結までの間にコンソーシ

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（1）～（4）の事項等

(1)申請資格要件（欠格事由）について
<input type="text"/>
(2)公正な事業実施について
<input type="text"/>
(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）
<input type="text"/>
(4)情報公開について（情報公開同意書）
<input type="text"/>
(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について
<input type="text"/>

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
団体名	該当なし	該当なし	該当なし

休眠預金活用事業 事業計画書【2025年度 活動支援団体】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須入力セル	申請時入力不要
任意入力セル	

基本情報

申請団体	活動支援団体		
活動支援団体	事業名(主)	社会課題分野及び空白地域における自立的資金分配団体の創生支援事業	
	事業名(副)	～課題・地域に根差した助成・伴走支援を行う自立した資金の担い手成長支援事業～	
	団体名	公益財団法人パブリックリソース財団	コンソーシアムの有無 なし
支援対象区分	①資金支援の担い手育成		
支援内容分野1	A事業実施		
支援内容分野2	B組織運営		
支援内容分野3	C広報・ファンドレイジング		
支援内容分野4	D社会的インパクト評価		

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域/分野	
<input type="radio"/>	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
<input type="radio"/>	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
<input type="radio"/>	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
<input type="radio"/>	③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
<input type="radio"/>	(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
<input type="radio"/>	④ 働くことが困難な人への支援
<input type="radio"/>	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
<input type="radio"/>	⑥ 女性の経済的自立への支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
<input type="radio"/>	(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
<input type="radio"/>	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
<input type="radio"/>	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
_1.貧困をなくそう	1.2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。	貧困層支援の中核団体等が資金分配団体として効果的な実行団体支援を行うことによりゴールの達成に寄与する。
_1.貧困をなくそう	1.4 2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。	貧困層支援の中核団体等が資金分配団体として効果的な実行団体支援を行うことによりゴールの達成に寄与する。
_4.質の高い教育をみんなに	4.5 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。	教育支援の中核団体等が資金分配団体として効果的な実行団体支援を行うことによりゴールの達成に寄与する。
_5.ジェンダー平等を実現しよう	5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。	ジェンダー平等に取り組む中核団体等が資金分配団体として効果的な実行団体支援を行うことによりゴールの達成に寄与する。
_5.ジェンダー平等を実現しよう	5.a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。	ジェンダー平等に取り組む中核団体等が資金分配団体として効果的な実行団体支援を行うことによりゴールの達成に寄与する。

I. 団体概要

(1)設立目的・理念	189/200字
パブリックリソース財団(以下、PRF)のミッションは、「意志ある寄付で社会を変える」という革新的な寄付文化の醸成である。社会貢献を考える市民や企業と、効果的な活動を行うNPOや社会的企業を、寄付によってつなぎ、助成金、伴走支援、人材育成、調査研究など様々な社会的事業を立案、実施することを通じ、所得の1%がソーシャルセクターで活用される社会の実現をビジョンに掲げ、活動している。	
(2)団体の主な活動	197/200字
オリジナル基金*、職場募金、オンライン寄付など多様な手法によって民間寄付を開拓すると同時に、寄付者の志を聴くことを原点に、資金提供だけでなく、組織診断、メンター派遣、コンサルティングなど各種の非資金的支援を併行して実施するインパクト志向の助成事業を実施している。成果報告には、SROIなど様々な評価手法を活用している。休眠預金資金分配団体としては、他財源では難しいテーマの助成に取り組んできた。	

II. 事業概要

						契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です。
実施時期	(開始)	2026/2/1	(終了)	2028/2/29	対象地域	全国(支援対象団体の所在地。支援対象団体の活動地域は団体によって異なる)	
事業概要	<p>1 支援対象：社会課題の分野別の中核的団体等で資金支援を志向する団体、及び資金分配団体空白地域に所在する地域型の資金仲介組織を対象とする。</p> <p>2 支援方法</p> <p>○支援対象団体をアセスメント(弊財団「組織診断プログラム」を活用)し、資金仲介組織を目指すにあたっての組織課題を把握する。</p> <p>○アセスメント結果に基づき、メンターを派遣。団体ごとに課題の克服計画を策定する。</p> <p>○資金支援の担い手団体(資金分配団体)として必要な事項に関する基礎研修(講義・ワークショップ)とピアラーニングにより、参加団体が相互に学び合い、協働して非営利・ソーシャルセクターを伸長することを目指す。</p> <p>○研修を通じて各団体の専門性を生かした助成プログラムを策定し、2027年度資金分配団体に応募する。</p> <p>○応募後は、資金調達やアドボカシー、規定類の整備等を研修で扱い、自立した資金の担い手を目指す。</p> <p>○過去に当財団の助成対象となった実行団体等の協力を得て、実行団体等の現場において、支援対象団体が組織診断や伴走支援を体験・実践する実地研修を実施する。</p> <p>○メンターと支援対象団体との信頼関係のもと、きめ細かい相談・指導を行い、終了後もメンターとの協力関係が継続するよう工夫する。</p> <p>3 目指す成果</p> <p>01 支援対象団体が、助成事業を自組織のミッション・ビジョンに沿う事業と定めて進めるための組織決定ができるとともに、資金分配の担い手として十全な活動をするために必要な課題の克服にむけた計画を立てる。</p> <p>02 調査研究の実施、社会課題の掘り下げによる案件発掘、社会のニーズにあった助成プログラムを策定する。</p> <p>03 支援対象団体が、助成プログラムのインパクトを生む工夫を行う体制ができる、インパクトを確認する方法を習得する、インパクトを生み出す包括的な助成プログラムを休眠預金活用事業(資金分配団体)に応募する。</p> <p>04 支援対象団体が、民間資金の掘り起しなど助成プログラムの成果を継続、波及する方法を整える。</p> <p>05 支援対象団体が、支障なく確実に助成事業を行うために必要な組織基盤・ガバナンスを確立する。</p>						
	878/800字						

III.事業の背景・課題

(1)支援対象団体が抱える事業実施上、組織運営上の課題とその背景	1190/1000字
<p>①事業実施上の課題</p> <p>支援対象団体は特定の社会課題・地域課題や事業における知見が豊富で、組織基盤も一定の整備が構築されているというアドバンテージをもつ一方で、助成事業に関する専門性や経験が不足している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会課題についての認識や団体の抱える組織課題については、自らの経験や他団体との交流から深く把握しているものの、その分析結果を反映した、効果的な資金支援プログラムを構築し実践する経験がない。また伴走支援についても、助成対象期間中に目標達成するための伴走支援計画の構築と実施体制が不足している。 ・助成事業に本格的に取り組むにあたり、基本方針（ミッション・ビジョン）を策定する必要がある。 ・助成プログラムを実施するための選考プロセスや成果評価の手法についてもノウハウを必要としている。 ・出口戦略の不足：実行団体の事業継続、自身の助成等事業の継続・発展を図るための計画や方策検討が不足している。 <p>②組織運営上の課題</p> <p>他者からの資金（休眠預金、寄付金等）を預かり、自団体以外の団体の活動に活用する際に生じる責任や管理活用方法、リスクについての対応策が不足している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金仲介に伴い発生するガバナンス・コンプライアンス・リスクマネジメント体制の未整備 ・資金管理のための経理や監査及びチェック体制の不備 ・人材と組織体制、協力ネットワーク（審査委員やコンサルタント、専門家などの人的ネットワーク）の整備不足 ・危機管理への対応体制の不備：助成対象団体における不祥事等への対応の想定不足 <p>③背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金分配団体には、資金助成に関する専門性と資金管理を中心とする高いガバナンス・コンプライアンス体制の確立が必要になるため、これまでの資金分配団体には、既存の財団法人や分野専門領域に特化し啓蒙活動等を行ってきた全国組織が多かった。近年はそれ以外に、受益者への直接支援を活動の中心に据えた分野特化型の団体が資金分配団体となっているケースも存在するが、そのほとんどがコンソーシアム申請で資金助成や資金管理のノウハウを得ることはできておらず、単独で資金分配団体となっている団体は少ない。 ・一方、居住支援全国ネットワーク等、分野特化型の中間支援組織が資金分配団体となっているケースもあるが、彼らは過去に当財団とコンソーシアム等を組み資金分配団体を経験したことでノウハウを得て、単独で資金分配団体となった団体である。 ・現在こうした分野特化型の直接支援中心の団体・中間支援組織それぞれに、中核的な団体（全国ネットワーク型の中間支援組織/中核的・リーダー的団体が他団体にノウハウ伝播を行う団体）が育ちつつあり、今後資金分配団体となることが期待される。しかし前項①②の課題により、助成事業の立案やきめ細かい伴走支援の実践が不足している。 ・また、現在資金分配団体の所在空白地域は14県存在する。 	
(2)課題に対する行政や中間支援団体等による既存の取組み状況	391/400字
<p>資金支援の担い手（資金分配団体）育成に関し、既存の取組みは下記の通り限定的で、不足している。</p> <p>○行政による取組みはこれまで例がなく、民間の中間支援団体による支援としては、①助成財団センター：助成事業の運営に関する研修及び相談の実施、②全国コミュニティ財団協会：地域における市民ファンドや地方助成財団への研修及び相談実施と創設支援、③公益法人協会：財団法人の組織体制整備や経理事務に関する研修及び相談の実施 などが見られる。</p> <p>○しかし、社会課題の分野別の資金支援団体の育成は、指導する機関のノウハウ蓄積もなかったため、研修も相談・指導も行われてきていない。</p> <p>○社会課題の分野別に先駆的団体を中心に各団体がネットワークを形成して事業に関する経験やノウハウを共有することは進みつつあるが、それらのネットワークは資金調達に難しいため、原資の欠如から、資金助成に取り組むことは困難である。</p>	
(3)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	488/400字
<p>当財団は、これまでに民間寄付を原資とする助成事業のみならず、2019年度より休眠預金事業の資金分配団体として実績を積み重ねることにより、資金的支援及び非資金的支援の実施に関するノウハウを蓄積し、同時に多様な社会課題における中核的団体等の支援・協働にも取り組んできた。結果として、居住支援全国ネットワーク・全国フードバンク推進協議会の2団体が、コンソーシアム等を経て単独で資金分配団体となった。</p> <p>こうした蓄積をもとに、社会課題における中核的団体等に対し、インパクト志向の助成ノウハウの移転を行うことによって、社会課題分野ごと/空白地域における「専門性を持ち社会的使命を果たせる自立した資金の担い手」の育成が期待できる。各課題分野・各地域の特性に即した効果的な資金助成や実践経験に裏打ちされた非資金的支援が可能になり、実行団体への資金提供のインパクトはより増大することが期待される。社会課題解決に取り組む民間公益活動の活性化という休眠預金活用制度の本来の目的への貢献にもつながるほか、空白地域に所在する資金仲介組織へのノウハウ移転により資金分配団体の所在エリア拡大に寄与できると考える。</p>	

IV.活動支援プログラムの内容

(1)支援対象団体の区分	①資金支援の担い手育成	(2)支援対象団体数	5団体
(3)-1 支援対象団体の活動地域・分野・内容	394/400字		
<p>以下の団体を支援対象に想定している。</p> <p>①各社会課題分野における中核的・リーダー的活動実践団体： 活動地域は全国もしくは一定の広域エリアや複数地域であり、社会課題分野は特に限定しない。活動内容として、各分野における先駆的な実践活動とともに、他の団体へのノウハウ供与・指導など中間支援的な役割・活動に取り組んでいる団体。</p> <p>②各社会課題分野における中間支援組織： 活動地域は全国もしくは一定の広域エリアであり、社会課題分野の種別は特に限定しない。活動内容として、各分野のネットワーク組織であり、分野全体の底上げ、事業の質の向上、新規団体立ち上げ支援、調査研究、アドボカシー、広報などの中間支援活動に取り組んでいる団体。</p> <p>③資金分配団体空白地域に所在する資金仲介組織： 活動地域は資金分配団体空白地域14県（岩手、秋田等）。活動内容として、コミュニティ財団などの地域型の資金仲介を行う団体。</p>			
(3)-2 支援対象団体の組織形態・規模・組織の成長ステージ	440/400字		
<p>①各社会課題分野における中核的・リーダー的活動実践団体 組織形態：非営利法人であること。 組織規模：専任の事務局スタッフが5名程度以上存在すること、かつ今後、2名以上が助成関連事業及び経理事務に専念できる体制であること</p> <p>②各社会課題分野における中間支援組織 組織形態：非営利法人が望ましいが一定期間の活動実績があれば任意団体も可。ただし事務局を担うスタッフが存在するか中心メンバーの組織が事務局を担っていることを条件とする。 組織規模：会員組織の場合は活動分野における活動実践団体が複数加盟している組織であること。会員組織でない場合には活動実践団体に対する支援サービスの提供実績が複数あること。いずれの場合にも、今後、2名以上が助成関連事業及び経理事務に専念できる体制であること</p> <p>③資金分配団体空白地域に所在する資金仲介組織 組織形態：非営利法人であること。 組織規模：地域における助成実績があること。今後、2名以上が助成関連事業及び経理事務に専念できる体制であること</p>			

(4)活動支援プログラムによって支援を受けた団体が社会にもたらす変化/インパクト（中長期アウトカム）	229/200字
<p>支援終了から5年後、資金支援の担い手団体（資金分配団体及び自前の資金調達による助成機関）として経験を重ね、取り組む社会課題若しくは所在地域の専門的な資金的・非資金的支援を行う団体になっている。当該担い手団体から助成及び伴走支援を受けた活動団体が、夫々の社会的課題分野において社会的インパクトを生み出す活動を行い、社会課題解決に貢献している。これらにより、資金分配団体の課題分野・所在エリアが広がり、休眠預金等が社会において有用に活用される途が現在より広がる。</p>	

(5)-1 活動支援プログラムの目的（短期アウトカム発現によって事業期間中に達成される事業の中心的な事業目的）	118/100字								
活動支援プログラムの目的	100字	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	100字	事後評価時の値/状態	100字
社会課題分野ごとに活躍する中核的団体等が資金支援の担い手としての組織体制を確立し、助成プログラム開発、公募審査、伴走支援、事業評価、出口戦略等の一連の業務の基礎を習得し、資金分配団体に応募できること、助成事業の実施が可能になること		<ul style="list-style-type: none"> ○適切な助成プログラムの策定 ○助成事業のロジックモデル、社会的インパクト評価レポートの作成 ○伴走支援計画の策定 ○出口戦略の構想策定 ○休眠預金資金分配団体応募書類の作成 ○ガバナンス・コンプライアンスを確保するための規定類の整備 		<ul style="list-style-type: none"> ○適切な助成プログラムの策定の未経験 ○ロジックモデル作成、社会的インパクト評価の未経験 ○伴走支援計画の策定の未経験 ○出口戦略の構想策定の未経験 ○休眠預金資金分配団体応募の未経験 ○ガバナンス・コンプライアンスを確保するための規定類の未整備 			<ul style="list-style-type: none"> ○適切な助成プログラムの策定（2026年11月） ○助成事業のロジックモデル・社会的インパクト評価レポートの作成（2026年12月） ○伴走支援計画の策定（2027年2月） ○出口戦略の構想策定（2027年3月） ○休眠預金資金分配団体応募書類の完成（2027年5月） ○ガバナンス・コンプライアンスを確保するための規定類の整備（2027年7月） 		

(5)-2 短期アウトカム（事業期間中に達成される目標）										
短期アウトカム	100字	指標	100字	モニタリング指標	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	100字	事後評価時の値/状態	100字
00.01 支援対象団体が、助成事業を自組織のミッション・ビジョンに沿った事業と定めて進めるための組織決定ができるとともに、資金分配の担い手として十全な活動をするために必要な課題の克服にむけて計画が立てられている。		○助成事業を行うことへの組織決定がなされる。 ○資金仲介組織を目指すにあたっての課題克服計画が策定される。 ○資金支援担い手団体としての姿勢やミッションが確立される。 ○助成原資となる資金の意義・性格、出捐者の意志等に対する十分な理解のうえに、助成事業の社会的使命やビジョンができています。		○	○助成事業実施に対する組織内の意思未決定 ○資金仲介組織を目指すにあたっての組織の課題認識と克服計画の未確定 ○資金支援に関する目的と基本的方向性設定が不備				○助成事業実施に対する組織決定 ○資金仲介組織を目指すにあたっての組織の課題認識と改善計画 ○資金支援の目的と基本的方向性 ※いずれも文書化され、組織内共有されていること（2026年7月）	
02 社会のニーズにあった助成プログラムを策定することができる。		○社会課題の掘り下げ、案件発掘、公的政策の状況や実行団体の活動実態に関する調査が行われること。 ○前項に応じた適切なプログラム策定を行うこと。 ○助成プログラムを効果的・効率的に行う支援戦略をまとめた事業計画の策定を行うこと。		○	○社会課題の調査分析の不備 ○助成プログラムの不備				○社会課題の調査分析レポート ○助成プログラム（特定課題に関する応募要領、応募用紙の作成） （2026年11月） ※いずれも文書化され、組織内共有されていること	
03 助成プログラムがインパクトを生む工夫を行う体制ができ、インパクトを確認する方法をもっている。社会的インパクトを生み出す包括的な助成プログラムを休眠預金活用事業(資金分配団体)に応募する。		○助成プログラムのロジックモデルが設計されていること。 ○社会的インパクト評価手法を習得すること。 ○的確な資金支援を実施するためのプロセスが設計されていること。 ○適切な伴走支援の計画・体制がつけられること。 ○インパクト志向の包括的な助成プログラムを休眠預金活用事業に応募すること。		○	○助成プログラムの不備 ○社会的インパクト評価に関する知識の不足 ○助成事業の的確な実施の未経験 ○伴走支援計画の策定の未経験 ○伴走支援実践の未経験 ○休眠預金資金分配団体応募書類（事業計画書、資金計画書）の不備				○助成事業のロジックモデル ○社会的インパクト評価レポート （2026年12月） ○助成事業実施マニュアル ○伴走支援計画の策定 （2027年2月） ○休眠預金資金分配団体応募書類 （2027年5月） ○伴走支援の実践レポート （2027年10月） ※いずれも文書化され、組織内で知見が共有されていること	
04 助成プログラムの成果を継続、波及するための出口戦略を計画することができ、自立した資金の担い手としての仕組みをもっている。		○助成プログラムの出口戦略を計画できること。 ○民間資金を掘り起し持続的に事業を継続できる仕組みを整えること。 ○資金者への適切なコミュニケーションの方法を習得すること。 ○助成プログラムの成果を広報し他に波及させ、政策に反映すること。		○	○出口戦略の未整備 ○助成事業の原資のファンドレイジングが不足 ○ドナーコミュニケーションの未経験 ○助成事業結果の広報もしくはアドボカシーが不足				○出口戦略の計画 （2027年3月） ○ファンドレイジング計画の整備 ○寄付者へのPR資料の作成 ○広報もしくはアドボカシー計画の整備 （2027年6月）※いずれも文書化され、組織内共有されていること	
05 支障なく確実に助成事業を行うために必要な組織基盤ができています。		○ガバナンス・コンプライアンス体制を確立すること。 ○資金管理体制を整備すること。 ○リスクマネジメント体制が整備されること。		○	○ガバナンス・コンプライアンスを確保するための規定類の不備 ○資金管理体制の不整備 ○リスクマネジメント体制の不整備				○ガバナンス・コンプライアンスを確保するための規定類 ○資金管理体制 ○リスクマネジメント体制図 ※いずれも文書化され、組織内共有されていること（2027年7月）	

(5)-3 アウトプット										
（活動の実施により生み出された結果）										
100字	指標	100字	モニタリング指標	中間評価時の値/状態	100字	事後評価時の値/状態	100字			
00-01 支援対象団体が診断結果を受け、資金仲介組織を目指すにあたっての課題克服計画を策定する。		○組織診断レポート ○組織の課題克服の計画	○			各指標について、当該団体の特性と社会環境を踏まえた的確性、具体性、実現可能性などの観点から講師による評価を行い、評点（到達度）60%以上を目指す。				
01-01 資金支援担い手団体としてのミッションが確立されること。 助成原資となる資金の意味、出捐者の意志への理解、社会的使命やビジョンを整備する。		○資金支援担い手としての基本姿勢（ミッション・ビジョン・助成原資への理解・出捐者への理解等）								
02-01 社会に求められる助成プログラム策定ができること。 調査研究、社会課題の掘り下げ、案件発掘、公的政策の状況や実行団体の活動実態に応じたプログラム策定を行うこと。		○社会課題の調査分析レポート ○助成プログラムの文書	○			各指標について、当該団体の特性と社会環境を踏まえた的確性、具体性、実現可能性などの観点から講師による評価を行い、評点（到達度）60%以上を目指す。				
03-01 適切な資金支援プロセス設計と伴走支援計画により資金支援の社会的インパクトを確保すること。 社会的インパクトを評価する基本的な手法を習得すること。 社会的インパクトを生み出す包括的な助成プログラムを休眠預金活用事業(資金分配団体)に応募するための書類を作成すること。		○助成事業のロジックモデル ○社会的インパクト評価レポート ○助成事業の実施マニュアル ○伴走支援計画の文書 ○伴走支援の実践レポート ○休眠預金資金分配団体応募書類（事業計画書・資金計画書）	○			各指標について、当該団体の特性と社会環境を踏まえた的確性、具体性、実現可能性などの観点から講師による評価を行い、評点（到達度）60%以上を目指す。				
04-01 自立した資金の担い手となるために民間資金を掘り起し持続的に事業を継続できる仕組みを整えること。 助成プログラムの効果を広報し他に波及させ、政策に反映すること、他団体と協働関係を築くこと。		○協働関係など出口戦略 ○ファンドレイジング計画 ○寄付者へのPR資料 ○広報・アドボカシー計画	○			各指標について、当該団体の特性と社会環境を踏まえた的確性、具体性、実現可能性などの観点から講師による評価を行い、評点（到達度）60%以上を目指す。				
05-01 組織体制・ガバナンスが確立されること。 リスクマネジメントについて学び、リスクマネジメント体制図を整備すること。		○ガバナンス・コンプライアンスを確保するための規定類 ○資金管理体制図 ○リスクマネジメント体制図	○			各指標について、当該団体の特性と社会環境を踏まえた的確性、具体性、実現可能性などの観点から講師による評価を行い、評点（到達度）60%以上を目指す。				

(5)-4 活動（誰がどのような形態で何をするか）		200字	時期・期間	
00-01-01	各団体が「CPRD組織診断」による組織診断を行い、組織の現状と課題を把握して団体ごとに外部専門家のメンターを派遣する。資金仲介組織を目指すにあたっての課題について組織の課題克服計画を策定する。		2026年6月 組織診断実施、メンタリング① 2026年7月 第1回研修（集合）	207/200字
01-01-01	助成原資となる資金の意味、出捐者の意志等に対する十分な理解を得るために集合研修を行う。 講義・ワークショップをPRFの理事、PO及び外部専門家が担当し、外部専門家の審査・講評を加える。			
01-01-02	資金支援担い手団体としてのミッションやビジョンを確立するために、講義とワークショップからなる集合研修を行う。 講義とワークショップはPRFの理事、PO及び外部専門家が担当し、ワークショップでは、資金支援の担い手団体としての基本的姿勢に関するレポートを作成、発表、討議を加える。作成したレポートの審査、講評を外部専門家が行う。後日、団体別に外部専門家のメンターを派遣し、完成させる。		2026年7月 第1回研修（集合）、メンタリング②	199/200字
02-01-01	助成プログラム策定に必要な、社会課題、政策動向、非営利団体の役割等に関する調査分析手法を習得するために集合研修を行う。 講義とワークショップをPRFの理事、PO及び外部専門家が行う。ワークショップでは、調査分析レポートを作成、発表、討議する。成果物について外部専門家が審査、講評を加える。後日、団体別に外部専門家のメンターを派遣し、成果物のブラッシュアップを支援し、完成させる。		2026年8月 第2回研修（集合） 2026年9月 メンタリング③ 2026年10月 メンタリング④ 2026年11月 メンタリング⑤	198/200字
02-01-02	社会に求められる助成プログラムを策定するために、集合研修を行う。 講義とワークショップをPRFの理事、PO及び外部専門家が行う。ワークショップでは、具体的な助成プログラム（応募要領、応募用紙を含む）を作成し、発表、討議する。成果物について外部専門家が審査、講評を加える。後日、団体別に外部専門家のメンターを派遣し、成果物のブラッシュアップを支援し、完成させる。		2026年8月 第2回研修（集合） 2026年9月 メンタリング③ 2026年10月 メンタリング④ 2026年11月 メンタリング⑤	189/200字
03-01-01	前項で策定した助成プログラムがインパクトを生み出せるようロジックモデルを策定するために、集合研修を行う。 講義とワークショップをPRFの理事、PO及び外部専門家が行う。ワークショップでは、各団体の助成プログラムのロジックモデル（中長期アウトカム・短期アウトカム・活動）を作成し、発表、討議する。成果物について外部専門家が審査、講評を加える。後日、団体別に外部専門家のメンターを派遣し、成果物のブラッシュアップを支援し、完成させる。		2026年12月 第3回研修（集合） 2026年12月 メンタリング⑥	224/200字
03-01-02	社会的インパクト評価手法の習得のために、集合研修を行う。 講義とワークショップをPRFの理事、PO及び外部専門家が行う。ワークショップでは、自団体の活動を事例として、社会的インパクト評価レポートを作成し、発表、討議を行う。成果物について外部専門家が審査、講評を加える。後日、団体別に外部専門家のメンターを派遣し、助言を行う。		2026年12月 第3回研修（集合） 2026年12月 メンタリング⑥	171/200字
03-01-03	助成事業の公正かつ的確な実施方法を学ぶために集合研修を行う。 講義とワークショップをPRFの理事、PO及び外部専門家が行う。助成実施手順（審査委員会立ち上げ、公募・広報ルートの開拓、審査方法、助成先団体との契約、伴走支援計画、報告とりまとめ等）を作成し、発表、討議する。成果物について外部専門家が審査、講評を加える。後日、団体別に外部専門家のメンターを派遣し、成果物を完成させる。		2027年1月 第4回研修（集合） 2027年2月 メンタリング⑦	199/200字
03-01-04	伴走支援の手法を習得するために、講義とワークショップからなる集合研修を行う。 講義とワークショップをPRFの理事、PO及び外部専門家が行う。ワークショップでは、伴走支援計画（伴走支援の内容、スケジュール、資金計画、専門人材確保・育成、体制等）を作成し、発表、討議する。成果物について外部専門家が審査、講評を加える。後日、団体別に外部専門家のメンターを派遣し、成果物を完成させる。		2027年1月 第4回研修（集合） 2027年2月 メンタリング⑦	198/200字
03-01-05	伴走支援の実地体験研修及び振り返りを行う。 PRF財団の過去の助成先団体の協力を得て、伴走支援等の実地体験（組織診断、伴走支援計画策定）を行う。実地体験中はPRF財団PO及び外部専門家が助言を行う。伴走支援等の実地体験レポートの作成を行い、外部専門家が審査・講評を加える。被支援対象団体からもフィードバックを頂き、振り返りの材料とする。後日、団体別に外部専門家のメンターを派遣し、助言を行う。		2027年8月 第9回研修（現地・実地体験研修） 2027年9月 メンタリング⑩ 2027年10月 第10回研修（集合・実地研修振り返り）	205/200字
03-01-06	社会的インパクトを生み出す包括的な助成プログラムを休眠預金活用事業に応募するために、集合研修を行う。 講義とワークショップをPRFの理事、PO及び外部専門家が行う。ワークショップでは、具体的な応募書類（事業計画書）を作成し、発表、討議する。成果物について外部専門家が審査、講評を加える。後日、団体別に外部専門家のメンターを派遣し、成果物のブラッシュアップを支援し、完成させる。		2027年4月 第6回研修（集合） 2027年5月 メンタリング⑨	197/200字
04-01-01	助成の成果を他に波及させ、政策に反映する出口戦略について学ぶために集合研修を行う。 講義とワークショップをPRFの理事、PO及び外部専門家が行う。ワークショップでは、協働関係など出口戦略について計画を作成し、発表、討議を行う。外部専門家が計画について審査、講評を加える。後日、団体別に外部専門家のメンターを派遣し、計画を完成させる。		2027年3月 第5回研修（集合） 2027年3月 メンタリング⑧	175/200字
04-01-02	自立した資金の担い手となるためのファンドレイジングについて、集合研修を行う。 講義とワークショップをPRFの理事、PO及び外部専門家が行う。ワークショップでは、民間資金を掘り出し助成事業を継続できる仕組みを整えるために、ファンドレイジング計画と寄付者へのPR資料を作成し、発表、討議を行う。外部専門家がファンドレイジング計画について審査、講評を加える。後日、団体別に外部専門家のメンターを派遣し、計画を完成させる。		2027年6月 第7回研修（集合） 2027年6月 メンタリング⑩	217/200字
04-01-03	自立した資金の担い手となるための広報・アドボカシーについて学ぶために集合研修を行う。 講義とワークショップをPRFの理事、PO及び外部専門家が行う。ワークショップでは、広報、アドボカシーについて計画を作成し、発表、討議を行う。外部専門家が計画について審査、講評を加える。後日、団体別に外部専門家のメンターを派遣し、計画を完成させる。		2027年6月 第7回研修（集合） 2027年6月 メンタリング⑩	176/200字
05-01-01	ガバナンス・コンプライアンスの確保のために、講義とワークショップからなる集合研修を行う。 講義とワークショップはPRFの理事、PO及び外部専門家が行う。ガバナンス等を確保するための規定類及び資金管理体制図等の作成を行い、発表、討議。成果物について外部専門家が審査、講評を加える。後日、団体別に外部専門家のメンターを派遣し、完成させる。		2027年7月 第8回研修（集合） 2027年7月 メンタリング⑪	176/200字
05-01-02	リスクマネジメント体制の確立のために、講義とワークショップからなる集合研修を行う。 講義とワークショップはPRFの理事、PO及び外部専門家が行う。ワークショップでは、リスクマネジメント体制図（資金分配団体としてのリスクの特定、分析・評価、対策の選択）を作成し、発表、討議を行う。成果物について外部専門家が審査、講評を加える。後日、団体別に外部専門家のメンターを派遣し、成果物のブラッシュアップを支援し、完成させる		2027年7月 第8回研修（集合） 2027年7月 メンタリング⑪	215/200字

(5)-5 インプット	
人材	想定合計 45名（役員10名、職員11名、外部24名） 事業監理・講師：（財団代表理事）2名、（理事）5名、（評議員）3名 事業統括・講師：（プログラムオフィサー以下POと呼ぶ）1名 事業担当・各団体担当：（PO）1名 事業担当・講師：（チーフ・PO）1名 事業担当・ファシリテーター：（PO）4名 補佐：（アシスタント・PO）2名 経理・講師：（経理担当主任）1名（経理担当）1名 外部メンター・コンサルタント・講師：（メンター）5名（講師）19名 講師・審査指導者：（審査委員）5名
資機材、その他	○今回の支援対象となる資金支援の担い手（資金分配団体）が利用できるオンライン寄付サイト（5件）のシステム開発を行い、資金調達に継続的に取り組む。本事業期間中を通じ、JANPIAや経団連と協働し、賛同企業からのマッチング寄付や物品の寄贈を行う仕組みづくりに取り組む。 ○欠席者等が視聴できる研修ビデオの収録・編集・作成を行う。今回の支援対象団体以外に、今後資金分配団体となることを希望する団体を対象に公開する。

(6)-1 支援対象団体が抱える課題の把握・検証方法（組織診断方法等）	964/1000字
<p>支援対象団体が抱える課題を把握するため、当財団が保有するNPO等向けの「CPRD組織診断」手法を活用した組織診断を実施する。組織診断は、診断を受ける組織自身による「自己診断」が基本となる。また、その診断結果を組織の構成員が自覚し、改善に向けた意志・動機を持つことが重要である。組織診断に続く、改善の方向の確認、さらにメンタリングやコンサルティングの計画についても、組織自身が合意し、改善を実行する主体があくまで自分たちの組織自身であることを明確にしておくことが肝要である。以下に「CPRD組織診断」の実施概要を記す。</p> <p>1 特徴</p> <p>(1) 組織運営上の問題・課題を抽出し解決の方向性を見出すためのマネジメント手法</p> <p>(2) ミッションに基づく運動性による社会変革面のインパクトと事業運営面の適切性を組織診断の視点に盛り込む</p> <p>2 評価の視点、ポイント</p> <p>(1) マネジメント能力：①ミッション、②社会的課題・ニーズの把握と組織の客観化、③計画・評価、④リーダーシップ・ガバナンス、⑤資金調達、⑥コミュニケーション、協働への取り組み、情報開示（アカウントビリティ）、⑦その他（リスクマネジメント、IT関連など）</p> <p>(2) 人材：①スタッフに求められる資質・能力、②スタッフの確保、③スタッフの育成、④ボランティアの参加、⑤福利厚生、その他</p> <p>(3) 財務管理：①財務管理一般、②安全性、③収益性、④生産性、⑤資金繰り</p> <p>(4) プログラム（事業）：①プログラム（事業）の強みと弱み、②プログラム（事業）の効果、改善事項、③今後のプログラム（事業）活動について</p> <p>(5) 事業開発・計画能力、マーケティング：①事業開発・計画、②商品/サービス・流通・マーケティングコミュニケーション、③対象者（顧客、受益者、利用者、潜在的利用者など）の管理/対応、④評価/改善</p> <p>3 「CPRD組織診断シート」を活用した組織診断の実施</p> <p>(1) 診断シートの記入・回答</p> <p>(2) 診断シートの分析</p> <p>(3) 診断シートの分析結果の共有</p> <p>4 診断結果に基づく組織改善の方向の検討と共有（合意）</p> <p>実際の診断結果を踏まえて方向性を検討することとなるが、運営体制の強化、中期計画の策定、世代交代、財務体質の強化などの重点取り組み項目を抽出する。</p> <p>5 メンタリングやコンサルティングの計画と共有（合意）</p>	
(6)-2 支援対象団体が抱える課題に対する支援内容の組み立て方法（支援対象団体との関係構築や支援内容合意のプロセス等）	1012/1000字
<p>支援対象団体が抱える課題把握後の支援内容の組み立てについても、改善を実行する主体があくまで自分たちの組織自身であることを明確にしておくことが肝要であるという考えのもと、資金仲介組織を目指すにあたっての課題の克服計画や各基礎研修のレポートにおいては架空の事例ではなく、自組織の課題、自組織の考えを具体的に扱っていくこととする。</p> <p>また前項「CPRD組織診断」実施後、診断結果によって資金仲介組織を目指すにあたっての課題に基づき、1団体につき1名のメンターを派遣する。事務局担当POは、メンターが支援対象団体と信頼関係を築くことができるよう、きめ細かなサポートを行う。メンターはその信頼関係のもと支援対象団体に対しきめ細かな相談・指導を行い、終了後も協力関係が継続するよう工夫する。以下に本事業におけるメンタリングの流れを記載する。</p> <p>1 診断結果に基づき資金仲介組織を目指すにあたっての課題の克服計画を策定（2026年6月）</p> <p>支援対象団体は、課題の克服計画を策定（メンタリング①）。メンターが添削・アドバイスを行う。</p> <p>2 成果物完成のサポート（2026年7月～2027年10月）※以下②～⑫はメンタリング番号を記載</p> <p>資金支援の担い手団体（資金分配団体）として必要な事項に関する基礎研修では、毎回レポート作成を求めるが、作成したレポートの審査、講評を外部専門家（講師）が行ったのち、メンターはその審査結果をもとに、成果物完成をサポートする。</p> <p>第1回 ②資金支援の担い手団体としての基本的姿勢に関するレポート</p> <p>第2回 ③④⑤調査分析レポート、具体的な助成プログラム（応募要項、応募用紙）</p> <p>第3回 ⑥作成した助成プログラムのロジックモデル（中長期・短期アウトカム、活動）、自団体の活動を事例とした社会的インパクト評価レポート</p> <p>第4回 ⑦助成実施手順（審査委員会立ち上げ、公募・広報ルートの開拓、審査方法、助成先団体との契約、報告とりまとめ等）、伴走支援計画（伴走支援の内容、スケジュール、資金計画、専門人材確保・育成、体制等）</p> <p>第5回 ⑧作成した助成プログラムの出口戦略</p> <p>第6回 ⑨休眠預金資金分配団体応募書類（事業計画書、資金計画書）</p> <p>第7回 ⑩ファンドレイジング計画、寄付者へのPR資料、広報計画、アドボカシー計画</p> <p>第8回 ⑪規定類、資金管理体制図、リスクマネジメント体制図</p> <p>第9回 ⑫実地研修振り返りレポート</p>	

V. 支援対象団体の募集/選定

(1) 募集方法や案件発掘の工夫	99/200字
<p>○中間支援組織が登録しているメーリングリストへの募集広告</p> <p>○当財団の助成先団体（中間支援組織や中核的活動団体を中心に）への募集広告・打診</p> <p>○中間支援組織を通じて中核的活動団体への募集広告・打診の依頼</p>	
(2) 休眠預金等活用事業に係る既存関係先との透明性確保	192/200字
<p>○当財団が資金分配団体として助成中（現在進行形）の実行団体は今回の支援対象団体からは除外する（応募要項に明記する）</p> <p>○当財団の役員及び今回の案件における審査委員が役員を務めている団体は今回の支援対象団体からは除外する（応募要項に明記する）</p> <p>○その他、倫理規程における、役職員が職務の執行に際して当法人との利益相反が生じる可能性がある等に該当する場合には今回の支援対象団体からは除外する</p>	

VI. 主な実績と実施体制

(1) 専門性・強み	394/400字
<p>パブリックリソース財団は「寄付推進専門組織」かつ「助成財団」として、非営利セクター、ソーシャルセクターへの資金還流（寄付）を促進するとともに、「セクターの基盤強化機関」として、非営利団体等の組織基盤を強化することを通じてセクター全体を発展させ、もって民間による社会的課題の解決や新たな価値創造に貢献することをミッションとしている。財団となって12年、前身のNPOの時代から25年間、一貫して非営利セクターの社会的資源（資金、人材、情報、システム）の開発・拡充に取り組んできた。調査研究に立脚した「プログラム構築力」、豊富な助成審査経験に基づく寄付適格性と社会的インパクトを産む団体を選定する「目利き力」、組織診断ツール及び非営利マネジメント技術を活かした「伴走力」、そして子ども支援から、女性、環境、障害者、文化芸術、医療、地域づくりなど全方位の「幅広い社会課題への対応力」が強みである。</p>	
(2) 支援実績と成果	861/800字
<p>1 強みを生かした多様かつ豊富な助成プログラム運用</p> <p>①「プログラム構築力」、②「目利き力」、③「伴走力」、④「幅広い社会課題への対応力」、⑤各分野の非営利団体や有識者・実践者とのネットワーク</p> <p>【成果】自主事業による助成実績（2024年度まで）延べ4,408件 全国・多分野 金額3,376,896,465円</p> <p>【成果】組織基盤強化やスケールアップを目的とする助成事業を通じ、社会課題の中核団体の支援に携わるとともに、協働して基金運営を経験。</p> <p>2 助成金原資のための寄付調達実績</p> <p>①多様な寄付者からのファンドレイジングの仕組みの保有・運用、②多様な資源（現物・不動産等）による資金調達、③オリジナル基金®、オンライン寄付、職場募金システム「コーポレート・アクション募金®」など多様な資金調達の仕組みの開発・運用</p> <p>【成果】仕組みを生かした多様なファンドレイズ実績（2024年度まで）延べ190,106件 金額5,146,202,322円</p> <p>3 非営利セクター、ソーシャルセクターの基盤強化</p> <p>①非営利マネジメント・コンサルタント育成、②非営利組織の組織診断手法の開発と実践、③非営利団体の組織基盤強化への取り組み、④社会的企業の育成のための教育コースの取り組み、⑤寄付適格性評価、SROI、企業の社会性評価などの実施</p> <p>【成果】コンサルタント養成講座修了者 延べ50名 社会的企業家養成講座（共催）修了生 延べ2667名 起業112名</p> <p>4 休眠預金活用制度における資金分配団体として</p> <p>①休眠預金活用制度の趣旨の理解、②多様な社会課題分野の助成プログラムの提案・実施</p> <p>【成果】休眠預金活用事業による資金分配団体としての実績 助成件数30件（20都県・多分野） 助成金額1,376,082,610円</p> <p>【成果】特定の社会課題領域における中核的団体とコンソーシアム申請を通じて成果を上げるとともに、中核的団体のもつ強みと弱みに関する理解を積み上げてきた。</p> <p>【成果】弊財団とのコンソーシアム等を経て単独で資金分配団体となった団体 2団体</p>	
(3) 支援ノウハウ	388/400字
<p>○寄付適格性評価：英国New Philanthropy Capitalによる社会的インパクトを生む組織診断フレームを応用した評価手法を開発、運用。</p> <p>○200団体・300プロジェクト以上を登録した寄付適格認証データベースを構築、運用。</p> <p>○助成申請・審査・報告システムの開発：申請から報告に至る業務をオンライン処理するシステムを開発・運用。</p> <p>○SROI：日本初のSocial Value Internationalの認証団体として、パナソニック、JTインターナショナル財団等の助成プログラムの社会的インパクト評価を実施。</p> <p>○中間支援組織強化、非営利コンサルタント養成、社会起業家育成等のセミナーを開催。</p> <p>○オンライン職場募金システム「コーポレート・アクション募金®」：一般向けのオンライン寄付サイトをベースに企業独自の募金システムを開発し、フコク生命、大和証券などで運用を開始。</p>	

(4) 実施体制 407/400字

監理・講師：（代表理事）岸本幸子、久住 剛、（理事）西田治子、角方正幸、片山正夫、黒田由貴子、関和寛、（評議員）太田達男、山崎富一、湯瀬秀行ほか

統括・講師：（PO）
 担当・各団体担当：（PO）
 担当・講師：（チーフPO）
 担当・ファシリテーター：（PO）
 補佐：（アシスタントPO）
 経理・講師：（経理担当）
 外部メンター・コンサルタント・講師：
 外部講師・専門家： 弁護士（リスクマネジメント）、 弁護士（契約）、 税理士、 税理士（資金管理）、 社会保険労務士（労務）、 （インパクト評価）、 （ファンドレイジング）、
 （アドボカシー）ほか
 集合研修における講評・審査担当： ほか

(5) コンソーシアム利用有無 なし

(6) 従事者の当該分野における専門性・実績等（3名）		
氏名	役割・役職	実績・資格等
岸本幸子	代表理事	全米最大のコミュニティ財団であるニューヨーク・コミュニティ・トラストでフェローとして資金調達と助成事業の実施に携わった。 『寄付白書』編集委員、『日本の寄付を科学する』（明石書店）共著者、『NPO実践マネジメント入門』（東信堂）編著者、公益法人協会・理事、日本ファンドレイジング協会・理事、市民社会創造ファンド・前理事、埼玉県公益法人等認定審議会・前委員、制度設計時の休眠預金等活用審議会専門委員

199/200字

109/200字

35/200字

(7) ガバナンス・コンプライアンス体制 381/400字

ガバナンス体制では、理事会（8名）、評議員（13名）、監事（2名）、顧問（4名）による責任体制をとっている。

外部専門機関では、経理・税務面では2022年4月1日よりイマニシ会計事務所（港区）を顧問委嘱。法務面では2020年5月1日より法務顧問として宮本理史弁護士（中央区）を顧問委嘱。人事・労務面では2024年1月より根岸純子社会保険労務士事務所に顧問委嘱。

内部規定では、コンプライアンス推進規程を2019年4月1日施行し、同委員会並びに内部通報の窓口を設置。内部通報規程を2019年5月22日施行し、専務理事をもって内部通報の窓口としている。倫理規程を2019年10月1日施行し、役職員が職務の執行に際して当法人との利益相反が生じる可能性を防止するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保することとしている。

02 事前評価報告書（活動支援団体）

事業名: 社会課題分野及び空白地域における自立的資金分配団体の創生支援事業

活動支援団体: 公益財団法人パブリックリソース財団

支援対象区分: 資金支援の担い手育成

実施時期: 2026年2月～2028年2月

対象地域: 全国

1 評価計画

(1) 評価の目的	事前評価においては、本申請事業の課題設定の妥当性、事業対象の妥当性、事業設計の妥当性、事業計画の妥当性について検証することを目的とする。 事後評価においては、本申請事業の終了時において、上述に加え、実施状況の適切性、実施による改善・知見の共有、アウトカムの達成や波及効果、事業の効率性に重点をおいた検証を行うことを目的とする（中間評価の実施の有無については、採択後協議して決定する）。			
(2) 評価スケジュール	事前評価：2025年5月～2025年8月 事後評価：2027年11月～2028年2月			
(3) 評価実施体制	内部	評価担当分野	氏名	役職等
		文献調査、インタビュー、ディスカッション、分析	岸本幸子	専務理事
		文献調査、インタビュー、ディスカッション、分析	■■■■	プログラムオフィサー
	ディスカッション、分析、記録作成	■■■■	プログラムオフィサー	
外部	アンケート調査等による情報の収集、分析	外部専門家に委託予定		

評価の要素	評価項目	評価小項目	評価基準		測定方法			評価時期
			判断方法 (指標など)	判断基準値 (目標値/状態など)	必要なデータ	情報源	データ収集方法	
課題の分析	①特定された課題の妥当性	解決しようとする課題にはどのような解決の必要性・切迫性があるか	課題の解決の必要性・切迫性に関する先行プログラムのレビューや諸要因の関係性の把握	(状態) 課題の解決の必要性・切迫性を十分に把握できている	定性データ	<ul style="list-style-type: none"> ・自団体が取り組んだNPOの組織診断や組織基盤強化への取り組み ・自団体の他の助成プログラムにおける助成先団体のインタビュー ・自団体が行った課題解決の担い手との協働による助成プログラムの取り組み ・自団体が行った他の休眠預金事業におけるコンソーシアムでの資金分配の取り組み ・助成財団に関する先行研究 ・インフラ組織に関する先行研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・自団体が取り組んだNPOの組織診断や組織基盤強化への取り組み事例の分析 ・自団体の他の助成プログラムにおける助成先団体のインタビューの分析 ・自団体が行った課題解決の担い手との協働による助成プログラムについてのディスカッション、分析 ・自団体が行った他の休眠預金事業におけるコンソーシアムでの資金分配の取り組みについての分析 ・先行研究からの学び 	事前評価
	①特定された課題の妥当性	解決しようとする課題は多様な関係者間で共有されたものか	課題の要因や特徴についての関係者の意見	(状態) 事業の関係者間で課題の要因に関する合意がほぼできている	定性データ			事前評価
	②特定された事業対象の妥当性	事業の対象グループはどのような問題・関心・期待・懸念などをもっているか	直接的・間接的対象グループの数・属性	(状態) 事業の対象グループの関心や期待の把握が十分できている	定性データ			事前評価
	②特定された事業対象の妥当性	対象グループ以外への波及性はあるか	直接的・間接的対象グループの関心、期待等	(状態) 事業の対象グループの関心や期待の把握が十分できている	定性データ			事前評価
事業設計の分析	③事業設計の妥当性	目標の達成・課題解決の道筋は論理的であるか	ロジックモデルの質	(状態) 先行事例等に照らして、十分妥当な設計になっている	定性データ	<ul style="list-style-type: none"> ・自団体が行った他の休眠預金事業におけるコンソーシアムでの資金分配の取り組み ・助成財団に関する先行研究 ・インフラ組織に関する先行研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・自団体が行った他の休眠預金事業におけるコンソーシアムでの資金分配の取り組みについての分析 	事前評価
	③事業設計の妥当性	最終的に解決したい目標や中間的なアウトカムを達成するための事業設計はできているか	ロジックモデルの質	(状態) 事業関係者が十分納得できる内容になっている	定性データ			事前評価
	③事業設計の妥当性	目標・アウトカムや事業設計の内容の達成状況・進捗状況を測定できるように具体的な指標を設定しているか	設定された指標の妥当性・適切性	(状態) 指標が十分に妥当かつデータ収集可能なものになっている	定性データ			事前評価
	④事業計画の妥当性	目標の達成・課題解決の道筋は組織内の人的・金銭的・ノウハウ・ネットワークの観点からみて効果的効率的であるか	ロジックモデルの質	(状態) 事業関係者が十分納得できる内容になっている	定性データ			事前評価
	④事業計画の妥当性	達成したい目標に対して妥当な活動内容が設定されているか	ロジックモデルの質	(状態) 事業関係者が十分納得できる内容になっている	定性データ			事前評価
実施状況の分析	⑤実施状況の適切性	活動内容は計画どおりに実施されているか						事後評価
	⑤実施状況の適切性	実行団体による活動は計画どおりに実施されているか						事後評価
	⑥知見の共有、活動の改善	事業を通して新たなアイデアが生まれたか						事後評価
	⑥知見の共有、活動の改善	資金分配団体は実行団体からの先進的な活動を学ぶとともにその知見を広く共有できるように整理・蓄積しているか						事後評価
	⑦組織基盤の強化	総合的な判断として、実行団体の組織基盤はどの側面での程度強化されたか。それは何のためにやるものと考えられるか						事後評価
	⑦組織基盤の強化	包括的支援事業の在り方に関する知見や経験を蓄積する体制を整備しているか						事後評価
	⑦組織基盤の強化	実行団体は取り組みを継続しているか。それにより事業で目指していた効果が継続して発現しているか						追跡評価
アウトカムの分析	⑧アウトカムの達成度	実行団体の事業をととして資金分配団体が最終的に達成したいアウトカムは達成されたか						事後評価
	⑧アウトカムの達成度	もたらされた変化は事業の実施に起因するものか						事後評価
	⑧アウトカムの達成度	実行団体の事業をととして資金分配団体が最終的に達成したいアウトカムは達成されたか						事後評価
	⑨波及効果	資金分配団体が対象とする地域や分野等を超えて、同様の手法による取り組みが始まる兆候が確認されたか						事後評価
	⑩事業の効率性	事業実施のためにインプットに対して成果の規模や質は妥当であったか						事後評価

2 評価結果

評価項目	評価小項目	評価基準		測定方法			評価結果	
		判断方法 (指標など)	判断基準値 (目標値/状態など)	必要なデータ	情報源	データ収集方法	事実の特定	価値判断
①特定された課題の妥当性	解決しようとする課題にはどのような解決の必要性・切迫性があるか	課題の解決の必要性・切迫性に関する先行プログラムのレビューや諸要因の関係性の把握	(状態) 課題の解決の必要性・切迫性を十分に把握できている	定性データ			休眠預金の資金分配団体は、資金助成に関する専門性と資金管理を中心とする高いパフォーマンス・コンプライアンス体制の確立が必要である。本来であれば既存の助成財団が適格であると思われるが、実際には異なる現状がある。既存の助成財団の多くは高度成長期に企業財団としてスタートしたため科学研究助成が多く、公益認定上の縛りから助成領域を変更することは容易ではない。既存の助成財団が休眠預金の資金分配団体となることはあまり期待できない。これまでの休眠預金の資金分配団体は、地域に根差したコミュニティ財団や営利の資金仲介組織、課題分野の全国組織が多かった。近年、財団法人や全国組織以外にも、受益者への直接支援を活動の中心に据えた分野特化型の団体が資金分配団体となっているケースも存在するが、そのほとんどがコンソーシアム申請で資金助成に関する専門知識や資金管理のノウハウを得ることはできておらず、単独で資金分配団体となっている団体は少ない。一方、居住支援全国ネットワーク等、分野特化型の中間支援組織が資金分配団体となっているケースも出てきているが、彼らは過去に弊財団とコンソーシアム等を組み資金分配団体を経験したことによってノウハウを得て、単独で資金分配団体となった団体である。現在課題分野ごとに中核的な組織(全国型の中間支援組織タイプと活動における先駆的団体でノウハウ伝播を意識している団体)が育ちつつあるが、まだそれらがコンソーシアム以外で資金分配団体になるケースは少ない。弊財団はこれまで独自事業でNPOと協働で助成基金を運営し、休眠預金事業ではコンソーシアムを形成して資金分配団体となった経験がある。課題分野の中核的団体には、実践的な知見にもとづく社会課題に関する深い理解、課題解決に必要な事業内容についての洞察をもっており、資金分配団体として活躍する可能性が高い。しかし、それを資金助成プログラムや伴走支援プログラムに落とし込んで実践するノウハウや、他者の資金を預かって他の団体につなぐ資金仲介が必要とする組織体制づくりが不足していることを認識した。	過去の実践や文献から判断して、本申請事業は課題の解決の必要性・切迫性が認められる。
	解決しようとする課題は多様な関係者間で共有されたものか	課題の要因や特徴についての関係者の意見	(状態) 事業の関係者間で課題の要因に関する合意がほぼできている	定性データ	・自団体が取り組んだNPOの組織診断や組織基盤強化への取り組み	・自団体が取り組んだNPOの組織診断や組織基盤強化への取り組み事例の分析	これまで弊財団では、独自事業として、組織基盤強化助成やスケールアップ期の団体の支援に取り組んできて、複数の課題分野における中核的な組織(全国型の中間支援組織タイプと活動における先駆的団体でノウハウ伝播を意識している団体)の成長に伴走してきた。それらの団体において、休眠預金事業の資金分配団体となって、当該分野の課題解決の担い手を増やしていきたい、課題解決の担い手の持続可能性や事業の質の向上に貢献したいという声を聞いている。協働の基金運営や、休眠預金事業へのコンソーシアム申請を行う中でも、課題分野における中核的組織と意見交換するなかで、休眠預金の資金分配団体となることへの関心を共有している。	課題の要因や特徴についての関係者の意見を聴取し、賛同を得ている。
②特定された事業対象の妥当性	事業の対象グループはどのような問題・関心・期待・懸念などを持っているか	直接的・間接的対象グループの数・属性	(状態) 事業の対象グループの関心や期待の把握が十分できている	定性データ	・自団体の他の助成プログラムにおける助成先団体のインタビュー ・自団体が行った課題解決の担い手との協働による助成プログラムの取り組み ・自団体が行った他の休眠預金事業におけるコンソーシアムでの資金分配の取り組み ・助成財団に関する先行研究 ・インフラ組織に関する先行研究	・自団体の他の助成プログラムにおける助成先団体のインタビューの分析 ・自団体が行った課題解決の担い手との協働による助成プログラムについての情報収集および分析 ・自団体が行った他の休眠預金事業におけるコンソーシアムでの資金分配の取り組みについての関係者からの情報収集および分析 ・先行研究からの学び	○事業の対象グループの抱える課題 ・社会課題についての認識や団体の抱える組織運営上の課題については、自らの経験や他団体との交流から深く把握する強みがあるが、その分析結果を反映して効果的な資金支援のプログラムを構築し、実践する経験がない。 ・伴走支援についても、実務体験に基づく深いアドバイスや事例情報の提供等ができる一方、助成対象期間中の目標達成や進捗管理のノウハウが乏しく、税務・法務・ファンドレイジングなどの幅広い専門人材の確保などの実施体制が不足している。 ・助成事業に本格的に取り組むにあたり、団体としての基本方針(ミッション・ビジョン)を策定する必要がある。 ・助成プログラム実施に必要な選考プロセス設計や選考方法、成果評価の手法についてもノウハウを必要としている。 ・組織内の人材や体制の整備とともに、審査委員やコンサルタント、専門家などとの人的ネットワークの拡充が必要である。 ・出口戦略の不足：実行団体の事業継続、あるいは自団体の助成等事業の継続・発展を図るための計画や方策検討の不足 ・資金管理のための経理や監査及びチェック体制が十分でない。 ・危機管理への対応体制の不備：特に助成対象団体における不祥事等への対応については想定が不足している。 ○事業の対象グループの関心・期待・懸念 ・休眠預金事業の資金分配団体となって、当該分野の課題解決の担い手を増やしたい ・課題解決の担い手の持続可能性や事業の質の向上に貢献したい	直接的対象グループは、子ども、まちづくり、女性、障害者、子育て(虐待や障害児等を含む)、生活困窮、居住支援などの社会課題分野の中核的組織で、中核的組織の性格としては、全国型の中間支援組織タイプと活動における先駆的団体でノウハウ伝播を意識している団体の2種類を想定している。 間接的対象グループは、当該分野で活動する団体と想定している。 事業の対象グループの関心や期待の把握が十分できていると判断できる。
	対象グループ以外への波及性はあるか	直接的・間接的対象グループの関心、期待等	(状態) 事業の対象グループの関心や期待の把握が十分できている	定性データ		事業対象グループとして、資金分配団体の所在空白地域にある資金仲介組織と、中核的組織が想定される。中核的組織の性格としては、全国型の中間支援組織タイプと活動における先駆的団体でノウハウ伝播を意識している団体の2種類を想定しているが、特に後者については、各社会課題領域でターゲットやアプローチの違いで複数の中核的組織が存在する。今回の申請事業の成果は、他の中核的組織に対しても波及できると考える。	事業の対象グループの関心や期待の把握が十分できている。	
	③事業設計の妥当性	目標の達成・課題解決の道筋は論理的であるか	ロジックモデルの質	(状態) 先行事例等に照らして、十分な設計になっている	定性データ		目標の達成のための道筋については、過去の資金分配団体としての自団体の経験やコンソーシアム申請時の経験、過去の独自事業での協働基金運営や組織基盤強化助成で得たノウハウを分析し、設計した。	ロジックモデルは先行事例等に照らして、十分な設計になっている。
最終的に解決したい目標や中間的なアウトカムを達成するための事業設計はできているか		ロジックモデルの質	(状態) 事業関係者が十分納得できる内容になっている	定性データ		過去の資金分配団体としての自団体の経験やコンソーシアム申請時の経験、過去の独自事業での協働基金運営や組織基盤強化助成で得たノウハウを分析し、最終的に解決したい目標や中間的なアウトカムを達成するために、事業設計を行った。	事業計画は想定する支援対象者が、目標達成のために、十分納得できる内容になっている。	
目標・アウトカムや事業設計の内容の達成状況・進捗状況を測定できるように具体的な指標を設定しているか		設定された指標の妥当性・適切性	(状態) 指標が十分に妥当かつデータ収集可能なものになっている	定性データ		各活動項目ごとに支援対象団体は具体的な成果物を作成し、成果物の達成度について外部専門家の審査を得るというプロセスが明確であり、目標・アウトカム、事業設計の内容の達成状況・進捗状況が測定できる。	設定された指標は妥当かつ適切である。	
④事業計画の妥当性	目標の達成・課題解決の道筋は組織内の人的・金銭的・ノウハウ・ネットワークの観点からみて効果的であるか。	ロジックモデルの質	(状態) 事業関係者が十分納得できる内容になっている	定性データ		目標の達成に向けて、事業実施のための人的体制構築が最も重要であるが、弊財団内部だけでなく、外部専門家の協力をおく想定である。必要なノウハウ・かかる経費・スケジュール等の観点を含めて体制を構築することが想定されている。	事業の実施体制は目標達成に向けて効果的効率的で、事業関係者が十分納得できる内容になっている。	
	達成したい目標に対して妥当な活動内容が設定されているか	ロジックモデルの質	(状態) 事業関係者が十分納得できる内容になっている	定性データ		対象グループが実際に目標を達成できるよう、集合研修による知見の習得・共有と個別のメンタリングを併用する事業内容を想定している。	活動内容には事業の対象グループの関心や期待が十分反映されており、事業関係者が十分納得できる内容になっている	

資金計画書

バージョン
(契約締結・更新回数)

事業種別	2025年度活動支援	
事業期間	2026/02/01 ~ 2028/02/29	
活動支援団体	事業名	社会課題分野及び空白地域における自立的資金分配団体の創生支援事業
	団体名	公益財団法人パブリックリソース財団

	助成金
事業費	79,159,697
直接事業費	67,750,232
管理的経費	11,409,465
評価関連経費	2,344,650
合計	81,504,347

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費

[円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	2,971,697	46,286,420	29,901,580	0	79,159,697
直接事業費	2,150,695	40,839,155	24,760,382	0	67,750,232
管理的経費	821,002	5,447,265	5,141,198	0	11,409,465

2. 評価関連経費

[円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (B)	0	0	2,344,650	0	2,344,650

3. 合計

[円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B)	2,971,697	46,286,420	32,246,230	0	81,504,347

団体情報入力シート

(1) 団体組織情報

法人格	団体種別	公益財団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	公益財団法人パブリックリソース財団		
郵便番号	104-0042		
都道府県	東京都		
市区町村	中央区		
番地等	入船2丁目3-6 細矢ビル3階		
電話番号	03-5540-6256		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://www.public.or.jp/	
	その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.facebook.com/public.resources.foundation/?locale=ja_JP	
		https://giveone.net/index.html	
設立年月日	2012/03/06		
法人格取得年月日	2013/01/17		

(2) 代表者情報

代表者(1)	フリガナ	クスミ ツヨシ
	氏名	久住 剛
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	クスミ サチコ
	氏名	久住 幸子
	役職	代表理事

(3) 役員

役員数 [人]	23
理事・取締役数 [人]	8
評議員 [人]	13
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4) 職員・従業員

職員・従業員数 [人]	16
常勤職員・従業員数 [人]	12
有給 [人]	12
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	4
有給 [人]	4
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	437
申請前年度の助成総額 [円]	418,035,095
助成した事業の実績内容	子どもの貧困、女性リーダー支援、緊急支援、移民・難民支援、障がい者支援、被災地支援等多数

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	<p>資金提供者：社会技術研究開発センター（RISTEX）</p> <p>助成事業：「寄付を媒介とした多世代共創モデルの提案」</p> <p>寄付対象の信頼性を担保する寄付適格性評価、多様な世代に適した情報発信と寄付の仕組み、寄付の成果を検証する評価手法を検討し、個人や企業の金融資産の一部を「ソーシャルなお金」として動員するために有効な手法を提案</p>

(12)休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

番号	対象		申請	左記で実行団体・支援対象団体として申請中・申請予定又は採択された場合	
	年度	事業	種別・状況	申請中・申請予定又は採択された資金分配団体又は活動支援団体名	申請中・申請予定又は採択された事業名
1	2019年度	通常枠	資金分配団体に採択		支援付住宅建設・人材育成事業
2	2019年度	通常枠	資金分配団体に採択		子ども支援団体の組織基盤強化
3	2020年度	通常枠	資金分配団体に採択		中核的フードバンクによる地域包括支援体制
4	2020年度	コロナ枠	資金分配団体に採択		コロナ禍の住宅困窮者支援事業
5	2021年度	通常枠	資金分配団体に採択		子どもシェルター新設事業
6	2022年度	コロナ枠	資金分配団体に採択		コロナ禍の住宅困窮者支援事業2
7	2022年度	通常枠	資金分配団体に採択		様々な困難で困窮する女性の経済的自立支援
8	2025年度	通常枠	資金分配団体に申請中 (当落未定)		子どもシェルター新設事業 第2フェーズ
9	2025年度	活動支援枠	活動支援団体に申請中 (当落未定)		社会課題分野及び空白地域における自立的資金分配団体の創生支援事業

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所まで、記入漏れがないかご確認ください。

事業名:	社会課題分野及び空白地域における自立的資金分配団体の創生支援事業
団体名:	公益財団法人パブリックリソース財団
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必須です。

(注意事項)
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考してください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎申請時までには整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。

記入完了	記入完了	記入完了
------	------	------

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	(1)定款 (2)評議員会運営規則	(1)20条 (2)3条
(2)招集権者		公募申請時に提出	同上	(1)21条 (2)3条
(3)招集理由		公募申請時に提出	同上	(1)19・20条 (2)3条
(4)招集手続		公募申請時に提出	同上	(1)22条 (2)5・6条
(5)決議事項		公募申請時に提出	同上	(1)19条 (2)11条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	同上	(1)25条1・2項 (2)12条1・2・4項
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	同上	同上
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	同上	(1)27条 (2)16条
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	(1)定款 (2)評議員会運営規則	(1)30条5項
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	同上	(1)30条6項
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	公募申請時に提出	(1)定款 (2)理事会運営規則	(1)41条 (2)2条
(2)招集権者		公募申請時に提出	同上	(1)42条1・2項 (2)4条
(3)招集理由		公募申請時に提出	同上	(1)41条 (2)2条
(4)招集手続		公募申請時に提出	同上	(1)42条3・4項 (2)5条
(5)決議事項		公募申請時に提出	同上	(1)40条 (2)16条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	同上	(1)45条 (2)8条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	同上	同上
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	同上	(1)47条 (2)18条
● 理事の職務権限に関する規程				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事の職務権限規程	4条
● 監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	(1)定款 (2)監事監査規程	(1)32条 (2)3・4条
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程	4条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	同上	5条

● 倫理に関する規程					
(1) 基本的人権の尊重		公募申請時に提出	(日本国憲法)	(13条)	
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	(1)法人法 (2)認定法 (3)倫理規程 (4)コンプライアンス推進規程	(1)65条 (2)6条 (3)4条 (4)4条2項5号	
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	(1)倫理規程 (2)コンプライアンス推進規程 (3)就業規則	(1)5条 (2)4条2項 (3)19条	
(4) 利益相反等の防止及び開示	倫理規程・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	(1)法人法 (2)公益法人会計基準・同注解 (3)定款 (4)理事会運営規則 (5)倫理規程 (6)コンプライアンス推進規程	(1)84条、92条 (2)第5(14)・注17 (3)36条 (4)17条 (5)6条 (6)4条2項	
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	(1)認定法・同施行令 (2)倫理規程	(1)5条・1条 (2)6条2項	
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	(1)コンプライアンス推進規程	(1)4条2項	
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	(1)定款 (2)倫理規程	(1)58条 (2)7条	
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	(1)定款 (2)倫理規程 (3)個人情報保護に関する基本方針	(1)59条 (2)8条 (3)	
● 利益相反防止に関する規程					
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと		倫理規程 理事会規則 役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 就業規則 審査会議規則 専門家会議規則	公募申請時に提出	(1)法人法 (2)定款 (3)理事会運営規則 (4)倫理規程 (5)コンプライアンス推進規程 (6)助成・寄贈審査委員会規程 (7)役員等利益相反等防止のための自己申告等規程	(1)84条、92条 (2)36条 (3)17条 (4)6条 (5)4条2項 (6)2条1号、5条3項 (7)全条
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うに当たり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること			公募申請時に提出	(1)認定法・同施行令 (2)倫理規程 (3)役員等の利益相反等防止のための自己申告等規程	(1)5条・1条 (2)6条2項 (3)全条
(2) 自己申告 「役員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること	公募申請時に提出		役員等の利益相反等防止のための自己申告等規程	全条	
● コンプライアンスに関する規程					
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス推進規程	5条	
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	同上	5条、6条	
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	内部通報規程	8条3項	
● 内部通報者保護に関する規程					
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報規程(※JANPIA資金分配団体等役員専用ヘルプラインも活用)	4条	
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	同上	8条4項、9条	
● 組織(事務局)に関する規程					
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	(1)定款 (2)事務局規程	(1)55条1項 (2)2条1項	
(2) 職制		公募申請時に提出	(1)定款 (2)事務局規程	(1)55条2項 (2)2条2・3項	
(3) 職責		公募申請時に提出	事務局規程	3条	
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	同上	5～7条	
● 職員の給与等に関する規程					
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規程	2～5条、7～10条	
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	同上	6条、11～13条	
● 文書管理に関する規程					
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	6条	
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	同上	9条	
(3) 保存期間		公募申請時に提出	同上	10条、別表	
● 情報公開に関する規程					
以下の1～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	(1)定款 (2)情報公開規程	(1)11条2項、12条2～4項、27条3項、47条3項、56条2項 (2)8条、別表	
● リスク管理に関する規程					
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	6条、7条	
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	同上	12条	
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	同上	15条	
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	同上	13条、14条、16条～24条	
● 経理に関する規程					
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	(1)平成20年公益法人会計基準・注解 (2)同会計基準の運用指針 (3)経理規程	(1)第1-4、第2-2/注4-2・注6、第3-2/注6-13 (2)7、10、12-1・2、13 (2)5条	
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	10条	
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	同上	6条、21条	
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	同上	11条～15条	
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	同上	20条～27条	
(6) 収支予算		公募申請時に提出	(1)定款 (2)経理規程	(1)11条 (2)16条～19条	
(7) 決算		公募申請時に提出	同上	(1)12条 (2)42条～47条	

公益財団法人
パブリックリソース財団
定 款

2013年 1月17日 施行
2014年 8月29日 変更

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、公益財団法人パブリックリソース財団と称し、英文では、Public Resource Foundation と表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 当法人は、理事会の決議をもって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、人々が持つ利他的な志を尊重し最大限に生かすため、人々の持つ資源を寄付という形で新たな未来を創造する社会的活動につなげ、社会を変える資源の流れをつくることによって、人々の志を実現し、一人ひとりの生命と尊厳が守られる持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民や企業等の社会創造への志に裏打ちされた資金等の資源を募り、管理・活用する事業
- (2) 市民や企業等から提供される不動産等の資産を社会創造に生かすために管理・活用する事業
- (3) 市民や企業等に対して寄付の方法や社会貢献活動等の情報提供、相談、コンサルティング事業
- (4) 寄付を推進するための普及啓発等に関する物品及び出版物等の企画、制作、頒布を行う事業
- (5) 寄付を推進する仕組みやプロジェクトの企画及び実施に係る事業
- (6) 社会的活動を行う団体等に対して助成、融資、出資、顕彰、医療機器の寄贈及びその他の物品の寄贈等を行う事業
- (7) 社会的活動を行う団体等の行う資金調達を促進するために支援を行う事業
- (8) 社会的活動を行う団体等に対して経営や組織体力強化に必要な資源を提供する事業
- (9) 寄付や社会貢献活動等のあり方や解決すべき社会的課題及び社会的活動等に関する調査研究、情報発信、政策提言に関する事業
- (10) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、日本全国及び海外において行うものとする。

(機関の設置)

第5条 当法人は、評議員、評議員会、理事、理事会、監事を置く。

(公告)

第6条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 財産及び会計

(財産の拠出)

第7条 特定非営利活動法人パブリックリソースセンターは、現金300万円を、当法人の設立に際して拠出する。

(財産の種類)

第8条 当法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、第4条の事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とし、専ら第4条の事業を行うほか当法人の運営経費に充てる。

(財産の管理・運用)

第9条 当法人の財産の管理・運用は、代表理事が行うものとし、その方法は理事会の決議を得るものとする。

(基本財産の維持及び処分)

第10条 基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の全部もしくは一部を処分または担保に提供する場合には、理事会及び評議員会の決議を得なければならない。

(事業計画及び収支予算)

第11条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会に報告しなければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第12条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号についてはその内容を報告し、第2号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 収支決算
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 評議員及び役員の名簿
- (3) 評議員及び役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 定款については、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

4 貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(事業年度)

第13条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までに終わる。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第14条 当法人に、評議員5名以上20名以内を置く。

(選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議によって行う。

2 評議員を選任する場合は、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及び配偶者又は3親等以内の親族

- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他財産によつて生計を維持している者
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者
- (2)他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ①国の機関
 - ②地方公共団体
 - ③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 評議員はこの法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（任期）

- 第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第17条 評議員に対して、その職務執行の対価として、各年度の総額200万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める役員等の報酬等並びに費用に関する規程に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員等の報酬等並びに費用に関する規程による。

第2節 評議員会

(構成)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第19条 評議員会は、次の事項に限り決議することができる。

(1) 評議員の選任及び解任並びに理事及び監事の選任及び解任

(2) 貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの付属明細書並びに財産目録の承認

(3) 定款の変更

(4) 事業の全部又は一部の譲渡

(5) 残余財産の帰属先の決定

(6) 基本財産の処分又は除外の承認

(7) 役員等の報酬等並びに費用に関する規程

(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定めた事項

(開催)

第20条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時評議員会は、必要がある場合は、いつでも開催することができる。

(招集)

第21条 評議員会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、代表理事は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第22条 代表理事は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第23条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第24条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第25条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別な利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 事業の全部又は一部の譲渡

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定めた事項

3 評議員、理事又は監事を選任する決議に際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事の候補者の合計数が第14条、第29条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛同を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第26条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及びその評議員会において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印又は電子署名する。ただし、評議員会の決議の省略があった場合及び評議員会への報告の省略があった場合はこの限りではなく、法令で定めるところによる。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

(評議員会規則)

第28条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則による。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

(役員等)

第29条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事5名以上10名以内
- (2) 監事2名以内

2 理事のうち、2名以内を代表理事、2名以内を業務執行理事とする。

(選任等)

第30条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、1名を理事長、1名を専務理事とすることができ、理事長及び専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
- 4 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 7 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けた時は、理事長の職務を代行する。
- 4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第32条 監事は、理事の職務の執行を監査するとともに、各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- 3 監事は、理事会に出席し意見を述べる。
- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告する。
- 5 前項の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求する。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。
- 6 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告する。
- 7 監事は、理事が当法人の目的の範囲外の行為、その他法令若しくは定款に違反する行為をし、またはその行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。

(役員任期)

- 第33条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
 - 3 役員は、第29条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第34条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

- 第35条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める役員等の報酬等並びに費用に関する規程に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、役員等の報酬等並びに費用に関する規程に従って、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員等の報酬等並びに費用に関する規程による。

(取引の制限)

第36条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第37条 当法人は、役員一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第198条において準用する同第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 当法人は、外部役員等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上であらかじめ定められた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(顧問)

第38条 当法人に顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問は、当法人への助言や協力を行い、代表理事に対し、意見を述べることができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、顧問にはその職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第2節 理事会

(構成)

第39条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第40条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事並びに業務執行理事の選定及び解職
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (5) 事業計画及び収支予算の決定
- (6) 事業報告及び収支決算の決議
- (7) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

- (8) 重要な財産の処分及び譲受け
- (9) 多額の借財
- (10) 事務局長等の重要な使用人の選任及び解任
- (11) 事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (12) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- (13) 第37条1項に基づく損害賠償責任の一部免除

(開催)

第41条 通常理事会は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事が必要と認めて代表理事に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第42条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 代表理事は、前条第2項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の5日前までに、通知しなければならない。

4 理事及び監事の全員の同意のあるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第43条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは出席した理事の中から議長を互選する。

(定足数)

第44条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第45条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第46条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

2 理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日その他法務省令で定める事項を議事録に記載又は記録しなければならない。

(議事録)

第47条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。また、理事会の決議の省略があった場合及び理事会への報告の省略があった場合はこの限りではなく、法令で定めるところによる。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。第46条第2項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

(理事会規則)

第48条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第5章 賛助会員

(賛助会員)

第49条 当法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものを賛助会員とすることができる。

2 賛助会員は、理事会の定めるところにより、当法人の事業活動に参加することができる。

3 賛助会員は、理事会の定めるところにより、賛助会費を納入しなければならない。

4 賛助会費は、全額、運営経費として使用する。

5 前各項に定める場合を除くほか、賛助会員及び賛助会費に関して必要な事項は、理事

会の決議により別に定める賛助会員及び賛助会費規程による。

第6章 定款の変更、合併、事業の譲渡、解散及び清算

(定款の変更)

第50条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる決議によって変更することができる。

2 当法人の目的事業並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(合併等)

第51条 当法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第52条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令に定める事由によって解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第53条 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分等)

第54条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 事務局

(設置等)

第55条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

- 3 事務局長等の重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第56条 事務局には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 評議員、理事、監事の名簿
 - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 役員等の報酬等並びに費用に関する規程
 - (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の書類及び帳簿の閲覧については、法令の定めるところによる。

第8章 補則

(委員会)

第57条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、理事会の同意を得て、代表理事が依嘱する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(情報公開)

第58条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、法令の定めによるほか、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第59条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、法令の定めによるほか、理事会の決議により別に定める。

